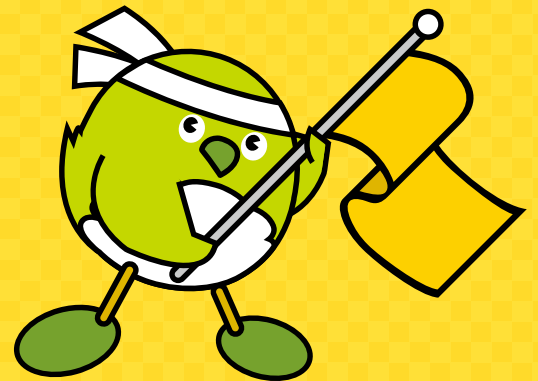


NPO活動を「寄附」で応援してみませんか

認定・仮認定・指定NPO法人に  
寄附をすると税金（所得税  
住民税）から  
寄附金額の最大約50%が控除  
されます。



●NPO法人とは？

NPO法(特定非営利活動促進法)に基づき、所轄庁(都道府県・指定都市)の「認証」を受けて、法人格を取得した法人

●認定・仮認定NPO法人とは？

NPO法(特定非営利活動促進法)に基づき、広く市民から支持を得ている等の一定の基準を満たしていると所轄庁(都道府県・指定都市)が「認定」したNPO法人

●指定NPO法人とは？

住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県または市町村が個人住民税の寄附金控除の対象であると「条例により個別に指定した寄附金」を受け入れるNPO法人

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室

Tel:097-534-2052

# 認定・仮認定NPO法人に寄附をすると

認定・仮認定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、一定の基準を満たしたNPO法人を所轄庁(県・指定都市)が認定します。

## 個人が認定・仮認定NPO法人に寄附をすると 寄附金額の最大で約50%が税金から控除されます。

① 所得税(国税)の場合、税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。

税額控除 (寄附金額-2,000円)×40% (所得に関係なく原則減税額は同じ)

所得控除 (寄附金額-2,000円)を所得から控除 (所得が多いほど有利)

② 地方税の場合、個人県民税4%+個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。

個人県民税 (寄附金額-2,000円)×4%

個人市町村民税 (寄附金額-2,000円)×6%

(注)地方税の場合、税額控除の対象とならない場合もありますので、詳細は県総務部税務課及びお住まいの市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

例) 30代会社員が年間合計5万円の寄附をした場合

年収:420万円 課税所得:226万円 所得税率:10%とすると



法人が認定・仮認定NPO法人に寄附すると  
一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が  
設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

※一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人へ寄附をした場合も、認定・仮認定NPO法人と同様に、寄附金税額控除を受けることができます。

# 指定NPO法人に寄附をすると

指定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、地方税法の規定に基づき、条例により個別に指定する寄附金を受け入れるNPO法人として、一定の基準を満たしたNPO法人を県または市町村が指定します。

大分県は、平成24年7月にこの指定のための基準や手続等を定めた条例\*を全国で2番目に制定しました。

※「指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」

## 指定NPO法人に寄附をすると

### 寄附金額の最大で約10%が税金から控除されます。

- ① 県税条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人県民税4%の税額控除が受けられます。  
(寄附金額 - 2,000円) × 4%
- ② 各市町村の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。  
(寄附金額 - 2,000円) × 6%

※お住まいの市町村が指定NPO法人制度を導入していない場合は、個人市町村民税の税額控除の対象となりませんので、各税務担当窓口等にご確認ください。

(注)対象となる寄附金の額には適用上限があります。

### 寄附金税額控除に関する詳細についての問い合わせ先

- ・国税について……………お住まいの地域を管轄する税務署
- ・県税について……………大分県総務部税務課(TEL097-506-2384)
- ・市町村民税について……………お住まいの市町村の税務担当窓口

注意して  
ください

認定・仮認定NPO法人に寄附をした場合、税金の控除を受けるためには、確定申告が必要です。また、確定申告が不要な方は、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。

指定NPO法人に寄附をした場合、個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。

**すべての申告には、寄附をしたNPO法人が発行する領収書(寄附金受領証明書)等の添付が必要となりますので、紛失しないように大切に保管しておいてください。**

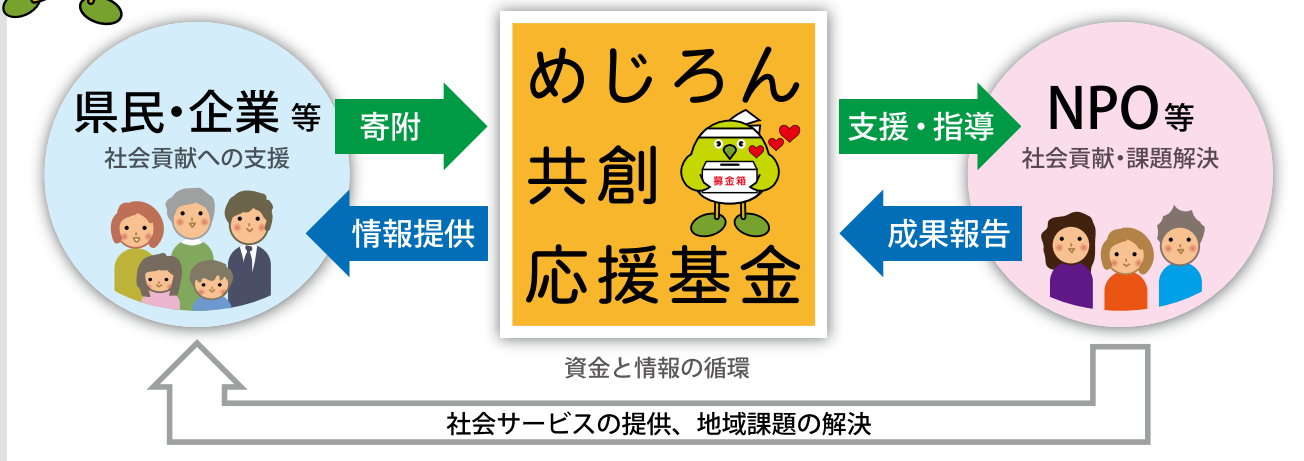
“おおいた”を共に創ろう

# めじろん 共創応援基金 に寄附をすると

「めじろん共創応援基金」は、県民から資金を募り、ボランティア団体やNPO法人、コミュニティ団体等(NPO等)の公益活動の支援を行うことにより、県民全体で強化し支える地域社会の創造をめざします。



## 「めじろん共創応援基金」の運営



## 寄附やご協力の方法

寄附

金融機関窓口からの  
振込や募金箱への寄附

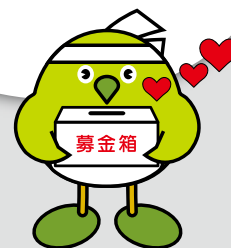
クレジット決済や  
クラウドファンディング※の利用など  
※クラウドファンディングとは、  
活動内容を発信してネット上で資金を集めること

協力

寄附金付自動販売機  
の利用

交流会やイベントへの参加、  
商品や物資、人材の提供など

あなたからの寄附や  
協力が、県内 NPO への  
支援につながります。




詳しい活動内容や寄附・協力の方法をめじろん共創応援基金のホームページ・フェイスブックで紹介しています。

ホームページ <http://www.mejiron.or.jp>

フェイスブック



 一般財団法人おおいた共創基金

※一般財団法人おおいた共創基金は、公益財団法人の取得をめざしています。

〒870-0901 大分市西新地 1-3-5 サンビル1階 Tel・Fax : 097-556-3116 E-mail : info@mejiron.org